

イスラエルのアラブ・イスラーム社会の変容

丸山 直起

目次

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ III

イスラエルのアラブ・イスラーム社会の変容

丸山 直起・・・・・・・・・・ 1

西岸における政治的リーダーシップの形成とその限界

立山 良司・・・・・・・・・・ 55

ガザ・ストリップのパレスチナ社会

——占領下における社会的・経済的変容—— 木村 修三・・・・・・・・ 87

I. 序

アラブ・イスラエル紛争において、イスラエルのアラブ人はみえない (invisible) 存在であるといわれる。⁽¹⁾ 今日、イスラエル人6人にひとり はアラブ人である。しかし、彼らの存在は、イスラエル政府はもとより、アラブ諸国、それにアメリカやヨーロッパなどの第3国によっても無視されてきたのである。イスラエルで彼らは第五列であり、敵の内通者・スパイとみられ、アラブ諸国からは裏切り者と呼ばれる。ユダヤ人の国イスラエルの人口統計などでは、アラブ市民は非ユダヤ人 (Non-Jews) であり、国の政治、経済、文化等々どの分野をとってみてもアウトサイダーである。近年、とくに1967年の第3次中東戦争 (いわゆる6日戦争) 後、アラブ人の間にパレスチナ化あるいは民族化、そして1970年代末以後はイスラーム化ともいうべき意識の変化がみとめられ、今後の動静が注目されている。

この小論は、パレスチナのイスラーム社会の現状と変容のメイン・テーマのなかで、1948年以降イスラエルに組み込まれたアラブ・イスラーム社会に焦点をあてるものである。その際、分析の中心はこのアラブ・イスラーム社会が、1950年代のアラブ民族主義の洗礼をうけ、1967年以後は占領地のアラブ人との交流により民族意識を発展させるとともに、イスラエルのみならず、中東の政治的的局面において生起した多くの現象に刺激され、こうして自らのアイデンティティを模索するにいたった、その政治的、民族的意識の変容のプロセスである。

II. 概観

パレスチナのアラブ・イスラーム社会は現代史のなかで、少なくとも3度の激動を経験している。最初は、1920年に歴史的なシリアから切り離され、イギリスの委任統治の下に入ったときである。この結果、パレスチナには独自の民族主義運動が生まれることになるが、それはシオニスト運動との相互作用によるものであった。次に、1948年イスラエルの成立とそれともなうアラブ・イスラエル戦争のため、パレスチナのアラブ・イスラーム社会はイスラエル、エジプト、ヨルダン3国の支配の下に置かれるのである。こうして、イスラエルのアラブ人はアラブ世界から完全に隔絶されることになる。3度目は、1967年6月の、いわゆる6日戦争によって、イスラエルがエジプトの占領下にあったガザ地区を手にいれ、ヨルダンから東エルサレムを含む西岸地区を占領、またシリアから戦略的要衝のゴラン高原を奪ったときである。戦後イスラエルと占領地の両アラブ人は再会し、新たな関係が発展していくが、これ以後のイスラエルのアラブ・イスラーム社会の政治的、民族主義的変容、あるいはパレスチナ化は、双方のアラブ・イスラーム社会の相互作用の所産であると捉えなければならないであろう。

本論に立ち入る前に、イスラエルのアラブ・イスラーム社会の概観について論述することは問題の理解に有益であろう。

表1はイスラエルの総人口、ユダヤ人口および非ユダヤ人口、つまりイスラーム教徒、キリスト教徒、ドルーズである。

表1から、1960年をピークにユダヤ人口の比率が漸次低下の一途をたどっていることが明らかであろう。この原因は、ユダヤ人については移民の減少、非ユダヤ人に関しては高い人口増加率に求められる。すなわち、1948-84年の年平均人口増加率はユダヤ人 4.5%、非ユダヤ人 4.1%であるが、

表1. イスラエルの人口統計

(単位 1,000) ()内は%

	イスラエルの総人口	ユダヤ人口	非ユダヤ人口
1949年	1,173.9	1,013.9(86.4)	160.0(13.6)
1950	1,370.1	1,203.0(87.8)	167.1(12.2)
1955	1,789.1	1,590.5(88.9)	198.6(11.1)
1960	2,150.4	1,911.3(88.9)	239.1(11.1)
1965	2,598.4	2,299.1(88.5)	299.3(11.5)
1966	2,657.4	2,344.9(88.2)	312.5(11.8)
1967	2,776.3	2,383.6(85.9)	392.7(14.1)
1968	2,841.1	2,434.8(85.7)	406.3(14.3)
1970	3,022.1	2,582.0(85.4)	440.0(14.6)
1975	3,493.2	2,959.4(84.7)	533.8(15.3)
1980	3,921.7	3,282.7(83.7)	638.9(16.3)
1982	4,063.6	3,373.2(83.0)	690.4(17.0)
1984	4,199.7	3,471.7(82.7)	727.9(17.3)

(注) 1960年までの統計は1948年11月8日の人口登録に基づき、以後の統計は1961年5月22日、1972年5月20日および1983年6月4日に実施された国勢調査に基づく。また1967年以降の非ユダヤ人口には東エルサレムのアラブ人口を加えてある。

(出所) Statistical Abstract of Israel, 1985.

ユダヤ人口の増加率が高いのは建国後の移民増によるものである。ところが、1972-82年の10年間をとると、ユダヤ移民の減少もあってユダヤ人の年平均増加率は2.1%、非ユダヤ人のそれは3.7%である。

注目すべきことは、非ユダヤ人が一般的に若年であるという点である。19才以下のユダヤ人、非ユダヤ人の各人口に占める割合は、前者が38.2%であるのに対し、非ユダヤ人は56.9%に上っている。表2は、非ユダヤ人の宗派別人口である。

表2. 非ユダヤ人の宗派別人口

	(単位 1,000) ()内は%			
	イスラーム教徒	キリスト教徒	ドルーズほか	合計
1949年	111.5 (69.7)	34.0 (21.3)	14.5 (9.1)	160.0 (100)
1950	116.1 (69.5)	36.0 (21.5)	15.0 (9.0)	167.1 (100)
1960	166.3 (69.6)	49.6 (20.7)	23.3 (9.7)	239.1 (100)
1965	212.4 (71.0)	57.1 (19.1)	29.8 (10.0)	299.3 (100)
1967	289.6 (73.7)	71.0 (18.1)	32.1 (8.2)	392.7 (100)
1970	328.6 (74.7)	75.5 (17.2)	35.9 (8.2)	440.0 (100)
1975	411.4 (77.1)	80.2 (15.0)	42.2 (7.9)	533.8 (100)
1980	498.3 (78.0)	89.9 (14.1)	50.7 (7.9)	638.9 (100)
1984	559.7 (76.9)	98.2 (13.5)	70.0 (9.6)	727.9 (100)

(出所) Statistical Abstract of Israel, 1985.

イスラーム教徒の人口増加率が高い。一般に医療の普及、生活水準の向上により、死亡率は著しく低下している。イギリス委任統治時代のパレスチナ・アラブ人の死亡率は 1,000人につき約20人であったが、イスラエル建国後低下し、1968年には 5.9人になった。⁽²⁾ イスラーム教徒はスンニ派、キリスト教徒は半数以上がカソリック、次いでギリシャ正教、プロテスタントである。⁽³⁾ また「ドルーズほか」のカテゴリー中、99%がドルーズであり、残りはバハイ、サマリタンなどである。⁽⁴⁾

非ユダヤ人の居住地域は、主として北部のガリラヤ地域に全体の 47.8%、ハイファ地域16%、中央部の小三角地帯⁽⁵⁾ 9.6%、南部のネゲブ地域 6.5%、それにエルサレム地域18.3%に分かれ、ハイファ地域を加えると北部だけで63.8%、44万人に達する。⁽⁶⁾ キリスト教徒の多くは北部地域に集中している。

Ⅲ. イスラエル建国とアラブ人社会の変容

1. アラブ人社会の社会的・経済的状况

1948年イスラエルが建国されたとき、パレスチナと呼ばれた地域には、65万のユダヤ人とおよそ130万のアラブ人が居住していた。このうち、約70万人が後にイスラエルの国家となった地域にいた。⁽⁷⁾ (残りはガザに10万、ヨルダンに併合された西岸地区に50万)しかし、第1次中東戦争の砲火が止んだ1948年秋までに、アラブ人口は15万6,000人に減少した。114万人は難民となった。端的にいえば、イスラエルのアラブ人はわずかな期間にマジョリティからマイノリティに転落したのである。地域的にみればユダヤ人よりもアラブ人の方がマジョリティであった。この点にアラブ人をとりまく複雑な状況が存在するといえよう。イスラエル当局は彼らを常に警戒の目でみ、アラブ人は国内での閉塞状況にいらだち、しかも周辺のアラブ諸国の動向に不断にさらされ、ユダヤ、アラブ両社会間の不信を増長してきたのである。

多くの難民とともに、ハイファ、ヤッファなどの地主、資本家もイスラエルを退散し、アラブ諸国との通商が途絶え、後背の市場を失ったことにより、すでにユダヤ経済に組み込まれつつあったパレスチナのアラブ経済は崩壊した。宗教財産を管理し、宗教から政治問題にいたるまで広い分野にわたって影響力を行使してきた最高ムスリム評議会は解散し、その機能は宗教省に引き継がれ、財産は国家開発局 (Development Authority) の管理にゆだねられた。⁽⁸⁾

イスラエル政府のマイノリティ対策は、国の安全を脅かしかねない条件がアラブ人社会には固有に存在するという想定に立脚した。⁽⁹⁾ 第1次戦争後イスラエル政府はガリラヤ、小三角地帯、ネゲブの3地域に軍事政府を樹立

し、1966年12月廃止されるまでの間、これらの地域の治安を強化し、ユダヤ化を促進するため、国内移動の制限、土地の収用など厳しい措置をとった。軍事政府の法的根拠は 1945-46年に制定された英委任統治時代の緊急規則に基づいた。⁽¹⁰⁾ アラブ住民の日常生活、土地・財産に関する限り、軍事政府は大幅な権限を与えられたのであった。同時に、政府はマイノリティ問題を取り扱うため、少数民族省を設置した（後に警察省に発展解消）。

土地の収用は、防衛法（非常事態、1945年）、緊急法（安全地域、1949年）、緊急時における土地徴発法（1949年）、不在者財産取得法（1950年）、土地取得法（実施と補償、1953年）、時効法（1958年）などに基づき、多くの土地が収用された。⁽¹¹⁾ 今日までどの位のアラブ人の土地が収用されたかについて正確なデータは無い。イスラエルの土地所有形態は4つのカテゴリーに分類される。すなわち、国有地、開発局の所有地、ユダヤ民族基金（JNF）所有地それに私有地である。⁽¹²⁾ 私有地はさらにユダヤ人と非ユダヤ人の所有に分かれる。前3者に所属する土地は全体の92.6%、

1,877万 5,000ドナム（1ドナムは約 1,000m²）であり、私有地の比率はわずか 7.4%にすぎない。⁽¹³⁾ 1948年にアラブ人の所有に属していた土地の65～75%が収用されたという説もある。⁽¹⁴⁾ サブリ・ジェリスの引用によれば、1945年にパレスチナに存在したおよそ 807の町村のうち、374町村、45%が消滅したといわれ、⁽¹⁵⁾ イスラエル最大のアラブ村ウム・アル・ファヒムでは1947年に村民の所有した土地12万 5,000ドナムが収用後わずか2万 5,000ドナムに減少したという例もある。⁽¹⁶⁾ いずれにせよ、広大な土地が安全など様々な理由で収用されたのである。1945年当時、その後イスラエルとなった土地のアラブ人平均1人当りの耕作面積は 6.6ドナムであったが、

1957-58年には 3.2ドナムと半分以下に減少したといわれ、⁽¹⁷⁾ アラブ人口の流出に加え、土地の収用、農耕地の減少の結果、多くのアラブ村民は都市や、ユダヤ人の町へ出稼ぎに行くことになる。土地の収用は多くの農民を労働者に変え、後述するようにイスラエル・アラブの政治変革の遠因になるの

である。

その一方、政府はアラブ経済を吸収・統合するための努力を重ねた。イスラエルのアラブ経済は建国後、次のような未曾有の変動を経験した。第1に、イスラエル経済のめざましい発展は雇用の創設、生産方法、市場の開拓をともないアラブ人社会に多大の影響を与えた。第2に、アラブ、ユダヤの接触により、アラブ・セクターで近代化が進展した。第3に、アラブの伝統的経済の衰退は近代的経済に道を開いた。そして第4として、政府の様々な経済政策はアラブ経済に多大の影響をもたらしたのである。⁽¹⁸⁾ これらの結果、1950年にはアラブ労働力人口の配分は、農業50%、工業・手細工業10%、建設6%、運輸6%、商業サービス28%であったものが、1978年には、農業12.6%、工業・手細工業18.8%、建設19.9%、運輸6.0%、商業サービス38.7%と変化した。⁽¹⁹⁾ 農業部門はユダヤ経済では、5.4%と低くアラブ経済においても次第に重要性を低下させてきている。また政府は、1962-66/67年、1967/68-1971/72年の2度アラブ村落の経済発展をはかるため5カ年計画を実施した。このような5カ年計画の主眼点は、電気・水道の敷設、道路の整備、学校・医療施設の建設、商工業の育成などにおかれたが、投下された予算も全体の開発予算の1.5~1.3%と少なく、所期の目的がすべて達成されたとはいいがたいものの、これらの5カ年計画によって、政府のアラブ問題担当首相顧問オフィスは国内のアラブ人社会に関する限り、権限強化をはかることができた。⁽²⁰⁾ 特に、1966年に軍事政府が廃止されてから、同オフィスは政府のアラブ問題にかかわる政策決定に直接関係してくるのである。

しかしながら、イスラエル国内におけるアラブ、ユダヤ両セクターの格差は依然として縮まらない。1975年のデータをとると、アラブ人の年間1人当りの所得はユダヤ人のほぼ半分にすぎない。⁽²¹⁾ 電気冷蔵庫、電話、自家用車の普及率をとっても、ユダヤ人家族がそれぞれ98.3%、52.2%、27.6%であるのに対して、アラブ人家族は各53.8%、7.0%、11.5%である。雇用に

についても、1975年ではホワイトカラーの上級職がユダヤ人は51.1%に対し、アラブ人は19.2%、逆に未熟練労働者がアラブ人13.0%、ユダヤ人 5.2%である。農業、建設に従事するブルーカラーは、アラブ人が30%以上であるのに、ユダヤ人は10%程度である。農業人口は次第に減少しつつあるとはいえ、この部門での両社会の差は決定的である。1974-75年アラブ農民が耕作した農地は895,000ドナムで、このうち7.6%が灌漑されていたが、一方、ユダヤ農民が耕作した農地は3,425,000ドナムにのぼり、うち51.4%が灌漑されていた。しかも1ドナム当たりの収穫は、ユダヤ人の方が5.5倍ほど高いのである。ユダヤ農業が、肥沃な土地、すぐれた灌漑施設、機械化、補助金、市場、耕作技術の点で有利にあることは明らかである。⁽²²⁾

アラブ人社会の教育の普及は目を見はるばかりである。1948/49年に幼稚園も含め各種教育機関に登録された生徒数は合計11,129名であったが、1978/79年には169,952名に上り、教育機関についても、同期間、幼稚園が10から298に、小学校が45から290、高校が1から90に増加、これにともない、識字率も1954年の42.8%から1972年の63.2%へ増大した。また、アラブ人の大学進学率も上昇し、1968/69年にイスラエルの6大学のアラブ人学生の登録数は608名であったが、1978/79年には倍以上の約1,362名に達している。⁽²³⁾にもかかわらず、教育においても、両社会の隔たりはなかなか埋まらない。ユダヤ人にくらべ、アラブ人の文盲率は依然として3倍程度高いのである。

このように、両社会の非対称の関係は十分に明らかであるが、両社会間のこうした不平等関係は時間とともにある程度は解消していくものであろう。⁽²⁴⁾というのも、イスラエルのダイナミックな発展のアラブ人社会への波及効果は、ユダヤ人社会を凌駕するほど大きいからである。たとえば、1956-57年に平均アラブ人家族の1人当たり所得はユダヤ人家族のその35%に不足であったが、1973年には56%に上昇、アラブ人の文盲率についても、1961年の49.5%から1975年の22.9%に低下したが、これを同期間のユダヤ人

社会の12.6%から 7.6%への低下と照らし合わせると、その伸び率の高さが明らかであろう。

しかし、両社会間の格差はむしろ、このような数字に現れない分野で決定的である。ユダヤ人の国家においてはアラブ人のステータスの向上は望むべくもなく、完全な平等はありえないからである。アラブ人がユダヤ企業の社長や会長に就任したり、政府の重要閣僚のポストに任命される可能性はおろか、外務省や国防省の職員になることすら難しいであろう。アビガドール・レボンティン (Avigdor Levontin) がいみじくも述べているように、アラブ人の学校で生徒が先生に「大きくなったら、パイロットになりたい」と目を輝かせながら話すとき、当の教師は何と説明すればよいのだろう。そのような場合、教師は真実を語るべきであるというのが、レボンティンの主張である。⁽²⁵⁾ 空軍のパイロット志願を呼びかけるピラがあったとしても、それはあくまでもユダヤ人が対象である。アラブ諸国では実現するかも知れない夢が、イスラエルではすべて達成できるとは限らないのである。恐らくは、その少年は、ピラは過去にアラブ人と戦った軍の徴募のためのものであり、将来も同じように同胞であるアラブとの戦いに備えて呼びかけるであろうと説明されなければならないのだと。⁽²⁶⁾ これは極めて不合理な状況だが、イスラエルが不断に外敵の脅威にさらされている限り、止むを得ない状況であろう。

2. アラブ人の政治的意識の変化

イスラエル建国とともに、かつてパレスチナの反ユダヤ暴動を指揮した指導者はいずれも近隣のアラブ諸国へ逃れた。残ったのは、地方レベルのハマラ（一族）の長など伝統的指導者たちであった。これらの指導者の影響力は狭い地域に限られ、全国的レベルの指導者は、イスラエル当局の政策的判断

もあって今日まで現れていない。政府および軍事政府がアラブ住民の統治に活用したハムラの長は地方政治に重要な機能を果たした。彼らは村相互間の関係、村と中央とのコミュニケーションにおいて、仲介的に機能したのである。⁽²⁷⁾ イスラーム、キリスト教など各宗派の指導者の影響力も著しく弱体化した。イスラーム社会は有力な指導者の不在のまま、すべてが宗教省の管轄の下に入り、イスラーム法廷のカディースの任命にユダヤ人が携わるなど、権威が目立って低下した。またキリスト教も、もともと外国との関係が緊密であったから、国内の発言力にはおのずと限界があった。むしろ、アラブ人社会のなかで早くから活動していたのは、政府マバイ党（後の労働党）、シオニスト左派のマバーム党、それにイスラエル共産党（マキ）であった。マバイ党が依拠したのは、ハムラの長、宗教指導者など伝統的指導層であった。選挙になると、マバイ党はこれらの指導者の集票マシーンを動員すべく彼らから構成される候補者リストを作成、アラブ地域でキャンペーンを行ったのである。マバーム党も同様に党のリストにはアラブ人を加え、アラブ住民へのアピールを行った。⁽²⁸⁾ これらの党の支援したアラブ人候補は、政府の政策とアラブ住民の利害のいたばさみとなり、したがってアラブ住民の間では支持は低かった。アラブ人の利益を代弁したのは共産党であった。共産党の政治キャンペーンは最初からアラブ住民をターゲットにした。共産党は、1948年11月ユダヤ人、アラブ人両共産主義者がそれまでシオニズムなどをめぐって続いていた対立を解消し、統合したが、1965年党選挙制度をめぐって対立し、ユダヤ派（マキ）とアラブ・ユダヤ派（ニュー・コミュニスト＝ラカハ）に分裂した。⁽²⁹⁾ 共産党は軍事政府反対、土地収用反対など多くの反対運動の先頭に立ち、アラブ住民の間で支持をふやした。表3は第1回国会以来の非ユダヤ人議員数、表4はアラブ住民の共産党への投票率を示したものである。

表3. 非ユダヤ人議員数

第1国会 (1949-51)	3
第2国会 (1951-55)	6
第3国会 (1955-59)	7
第4国会 (1959-61)	7
第5国会 (1961-65)	7
第6国会 (1965-69)	7
第7国会 (1969-73)	7
第8国会 (1973-77)	4
第9国会 (1977-81)	7
第10国会 (1981-84)	5
第11国会 (1984-)	7

(出所) Burg. ほか。

表4. アラブ住民の共産党への投票率 (%)

第1回国会選挙 (1949)	22.2
第2回 (1951)	16.3
第3回 (1955)	15.6
第4回 (1959)	10.0
第5回 (1961)	22.7
第6回 (1965)	22.6
第7回 (1969)	28.9
第8回 (1973)	38.7
第9回 (1977)	50.6
第10回 (1981)	37
第11回 (1984)	33

(出所) Burg. ほか。

ところで、前述したように、アラブ農民の農地喪失、イスラエル経済のダイナミズムなどによって、土地を失った農民は出稼ぎ労働力となり、多くの場合、大都市、ユダヤ人の町へ働きに出た。こうしてこれらの労働者は国の急激な近代化の波を浴びることになるのである。生計を獲得する場所が居住地から離れ（職住の遠隔化）、このため村との絆は弱まり、都市の生活様式・文化が地方に伝播し、伝統的生活様式が崩れ始める。この変化のプロセスは、ついで伝統的指導者の地位を脅かし始めるのである。また同時に、教育水準の向上は高等教育への関心をますます高めていく。高校あるいは大学への進学率が增大すると、アラブ人が狭い地域を超越して交流する機会も増す。このようにしてもたらされた生活環境の変化は、余暇を生み、青少年に接触の場を与える。YMCAやスポーツ・クラブがもっぱらこのような交流を深める場を提供し、若者は政治論議を戦わすのである。

1950年代後半はエジプトのナセル大統領のアラブ民族主義がアラブ世界を席卷した時代であった。アラブ世界から完全に疎外されたとはいえ、周辺のアラブ諸国の動向は、これらの諸国のラジオ・ステーションからプロパガンダとともに日夜飛び込んでくるラジオ放送を通じて、正確にキャッチされていた。ムハンマド・アブドル・ワッハブ、ウム・カルスームといった歌手の歌声は電波にのってやって来たとし、詩歌、文学などの番組はアラブ文化の普及に役立った。また週1回アラブ、イスラエル双方の放送局が行った行方不明者の消息を伝える番組は双方の肉親、友人の不安を拭い去り、互いの絆を一層強めたといえよう。⁽³⁰⁾ 1956年7月23日ナセル・エジプト大統領はスエズ運河会社の国有化を宣言するが、この歴史に残る演説がカイロ放送を通して伝わると、イスラエルのアラブ人は真剣に耳を傾け、一言もらさず書き取り、演説の写しを作って回覧したと、あるイスラエル・アラブ人は語っている。⁽³¹⁾

こうして、特異な境遇に置かれたアラブ人社会にもアラブ民族主義の波がひたひたと押し寄せてくるのである。

3. 政治運動の限界——「アル・アルド」運動の挫折

エジプトのスエズ運河会社国有化に続く第2次中東戦争、1958年2月のエジプト、シリアのアラブ連合創設とそのアラブ世界への波及等々一連の出来事は、アラブ民族主義運動の巨大なうねりとして国際政治のなかで受け止められたのである。イスラエルのアラブ・イスラーム社会も例外ではなかった。この間の1956年10月29日スエズ戦争開始直前に、テルアビブの東、ヨルダンとの休戦ラインに近いカセム村で外出禁止令を知らずに帰宅した村民47名がイスラエル国境警備隊によって射殺されるという悲劇が発生したが、アラブ・イスラーム社会もまた、アラブ世界を燎原の火のように焼き尽くしつつあった民族主義運動に触発されていたのである。1958年5月1日、ナザレで催されたメーデーの式典はつい数カ月前のアラブ連合の発足に刺激され、デモ隊と警官隊との間に衝突が発生した。このとき逮捕されたデモ参加者の救援対策本部のアラブ委員会が設けられ、この委員会はやがて民族主義運動の中核に発展するのであった。⁽³²⁾同年7月同委員会はアラブ戦線（後に人民戦線と改称）を創設した。アラブ戦線はイスラエル共産党のナザレ・クラブ内に設けられたように、当初共産党はこのグループに有形、無形の援助を行った。1958年から1959年にかけて、クファール・ヤーシフ、タイーバ、ワディ・ニスナーズ、ラムレ、リッダなどで同戦線の支部が次々と開設された。人民戦線と共産党の蜜月はナセルとソ連との緊密な関係に負うところ大であったが、1959年になってナセルと、ソ連の支援を受けたイラクのカセムの反目が激化すると、同戦線内部の民族派と共産派の共産党との協力関係をめぐる対立も決定的となり、ついに民族派が戦線を脱退するにいたった。共産派と袂を分かった民族派は、「アル・アルド（大地）」という名の機関誌を発行し、1960年には印刷と出版のアル・アルド株式会社を設立したのであった。以来、民族派は「アル・アルド」として知られるようになって

た。⁽³³⁾アルドは共産党と徹底的に対決した。とくに、彼らが厳しく弾劾したのは、共産党の指導部を牛耳るユダヤ人幹部と共産党の拠って立つ議会制民主主義路線であった。とりわけ後者については、選挙のボイコットを呼びかけたのであった。

イスラエル当局は、アルドのこうした姿勢のなかに国家の存立を本質的に否定する危険な芽をみ、次第に圧力を強め、1964年11月国防大臣署名の命令によって、アルドは非合法化され、活動はすべて禁止されることになった。指導者のマンスール・カルダーシュ (Mansur Qardosh=ギリシア正教)、ハビブ・カフワジー (Habib Qahwaji=マロン派)、サブリ・ジェリス (Sabri Jiryis=ギリシア・カソリック) の3名は逮捕された。

「アル・アルド」の主要目標は、イスラエルのユダヤ人大衆や当局の意向を省みずに、パレスチナ・アラブ民族主義の闘争を行うことであった。⁽³⁴⁾しかし具体的には明確な政治的イデオロギーを提供することができず、ただナセルの民族主義と社会主義を混ぜ合わせたイデオロギーに感化されたいくつかの理念を打ち出すにとどまった。⁽³⁵⁾

「アル・アルド」の挫折は多くの教訓を含んでいる。イスラエル・アラブ人の政治運動、民族運動には自ずと限度があることを明らかにした点で、「アル・アルド」は後の同種の運動に多大の影響を与えたのである。

IV. 1970年代のアラブ・イスラーム社会

1. 6日戦争とアラブ・イスラーム社会

1967年6月5日イスラエル軍は、エジプト、シリア、ヨルダン3国に対し、先制攻撃を仕掛け、わずか6日にして、シナイ半島、ガザ地区、東エルサレム、ヨルダン川西岸地区それにゴラン高原を占領した。この戦争に、イスラエルのアラブ・イスラーム社会はどのように対応したか。戦争前の予測では数量で圧倒するアラブ諸国が断然優位にあるというのが一般的であったが、イスラエル軍はこの軍事的劣勢をはねのけるため先制攻撃に踏み切ったのである。イスラエルのアラブ人は極めて複雑な立場に置かれた。アラブ人はそれまで態度を明確にしないという立場を基本的には貫いてきた。前述したように、彼らは双方から疑惑の目で見られていたから、もしアラブ軍が進攻してきた場合敵イスラエルの協力者として真先に処刑される可能性があった。したがって、彼らには軍事的解決より、むしろ政治的解決のほうが好都合であった。6日戦争にいたる危機のプロセスのなかで、大多数のアラブ人は事態の進行を静かにみまもっていたにすぎないが、なかには公然とアラブ支持を呼号し、あるいは全く逆にイスラエル軍兵士に献血・献金をすすんで行うなどする者も一部にはみられた。

1966-68年ヘブライ大学社会学者グループがイスラエルのアラブ人を対象に行った一連の調査は6日戦争に対する次のような興味ある回答を導き出している。⁽³⁶⁾

(質問) 戦争が勃発したとき、どちらの側が勝つと思ったか。

(回答) アラブ側 どちらも勝たない イスラエルの辛勝 イスラエル
67% 18% 5% 9%

(質問) 戦争はアラブ人のイスラエル観にどう影響したか。

(回答)	上昇	同じ	下降
尊敬	43%	17%	40%
恐怖	52%	34%	13%
憎悪	73%	23%	4%

(質問) アラブはイスラエルと戦争しなければならないか。(1966年調査)

(回答) そのとおり(無条件で) 18%

イスラエルがアラブ人の権利を
みとめないなら、戦争に賛成 42%

戦争してはならない(無条件で) 38%

(質問) アラブはもう一度戦争しなければならないか。(1967年調査)

(回答) そのとおり(無条件で) 49%

イスラエルがアラブ人の権利を
みとめないなら、戦争に賛成 13%

戦争してはならない(無条件で) 38%

これらの回答からアラブ人の多数はアラブ側が勝利をおさめるであろうと予測していたこと、イスラエルの劇的な勝利に感嘆する回答もあったが、多くのアラブ人の反応は戦勝の結果予測される事態への恐れであり、あるいは短期間に絶望の淵から勝利の歓喜へ変転したユダヤ人に対する憎悪であったこと、それは戦後アラブはもう一度イスラエルと戦争をすべきであるとの回答に反映していることが明らかとなる。同時に、イスラエル・アラブ人の自己規定 (self-identification) も戦争を契機に変動を余儀無くされた。1966年には、イスラエル人、イスラエル・アラブ人、アラブ人、パレスチナ人の順序で回答が高かったが、1967年には、アラブ人、ムスリムまたはクリスチャン、イスラエル・アラブ人、パレスチナ人、イスラエル人の順となった。あの67年の戦争がどれだけイスラエルのアラブ・イスラーム社会の民族意識をかきたてたかが想像できるであろう。

しかも、以上のアラブ人の意識変化は、1967年以降占領地のアラブ人との接触、交流が深まるにつれ、促進・強化されうるものであることを考慮にいれなければならない。占領とともに、ガザ、北シナイ、西岸地区、ゴラン高原に軍事政府が樹立され、占領地 100万のアラブ人を統治することになった。6月18日エルサレムのイスラーム、キリスト教聖所への信徒の立ち入りが許可され、6月23日以降イスラーム教徒がエルサレムのアル・アクサー寺院で、キリスト教徒が聖墳墓教会でそれぞれ礼拝を行った。6月29日東西エルサレムを長年分離していた壁が取り壊され、相互の往来が自由になった。こうして、イスラエル、占領地双方のアラブ人の間に劇的な再会の光景が繰り広げられたが、それだけにとどまらず、重要なことはイスラエルのアラブ人が1948年以来の閉塞状況から開放されたことであり、相互の交流は次にイスラエルのアラブ・イスラーム社会の民族化・パレスチナ化を育む土壌を提供したのである。

2. 民族意識の高揚

6日戦争がアラブ・イスラーム社会に深い挫折感と屈辱をもたらしたとすれば、1973年の10月戦争は自信を与えることになった。石油武器の威力は西欧諸国を震撼させるに十分であったし、緒戦であげたアラブ側の戦果の数々はイスラエル不敗の神話を打ち破ったのであった。戦後アメリカを中心に進められたアラブ、イスラエル間の兵力の引き離し、中東和平交渉の進展はイスラエルのアラブ人社会一般にどう影響してくるのであろうか、彼らの将来のステータスはどう変わるのか、あるいは変わらないのか、など全く新しい問題を次々と提起したのである。アラブ人社会はこのような動きに決して無関心ではなかったが、総じて冷ややかにみまもっていた。ひとつには、事態が十分明らかになるまで態度の決定を見合わせるそれまでの習慣によるものであり、さらに、問題となっている中東和平で対象とされるのは占領地のアラブ人であって、イスラエルのアラブ人は和平交渉から基本的に排除されていたのである。

一方、中東和平の中心はパレスチナ問題にあるとみる国際世論は、1973年の石油危機を体験した各国国民の間で次第に高くなり、1974年9月に招集された第29回国連総会は、10月14日「パレスチナ問題の討議にあたってP L O（パレスチナ解放機構）をパレスチナ人代表として招請する」旨の71カ国共同決議案を、賛成 105、反対 4（米、イスラエルなど）、棄権 20の圧倒的多数で可決した。11月13日国連はパレスチナ問題の討議を開始、討議の冒頭アラファト（Yasir Arafat）P L O議長は初めて総会議場に姿を現し、P L Oの従来主張を訴え、「銃よりもオリーブの枝を」でしめくくる歴史的演説を行ったのである。続いて11月22日総会はパレスチナ人の民族自決、国家主権、祖国復帰などの原則を確認する決議案を賛成 89、反対 8、棄権 37で採択、さらにP L Oに国連常駐オブザーバーの資格を与える決議案を賛成 95、反対 17、棄権 19で採択したのである。このように、国際世論の大勢はP L O

の存在をみとめることが現実的であるとの認識に近づいたのである。これらの決議を支持するデモがイスラエルのアラブ地域および占領地で敢行され、連帯が表明されたのであった。そして民族化とともに、パレスチナ化と呼ぶべき現象がアラブ人社会においてみとめられるようになるのである。1974年にイスラエルのアラブ人を対象にした面接調査によれば、実に76%のアラブ人がパレスチナ人としての意識を有すると回答しており、⁽³⁷⁾ 1974-75年の別の調査によっても、85%のアラブ人は自己規定を明確にパレスチナ人であるとしており、⁽³⁸⁾ パレスチナ人アイデンティティがアラブ人社会のなかでますます強化されているのが明らかとなる。

1975年12月ナザレ市市長に共産党のアラブ人タウフィク・ザイヤード (Tawfiq Zayyad) が当選したことは、以上の現象の具体的現れであった。ガリラヤ地方の「首都」ともいうべきナザレ (人口1975年3万 9,000、1984年4万 6,300) に共産党のアラブ人市長が誕生したことは、イスラエル当局には重大な衝撃であったし、アラブ人社会には彼らの民族意識を一段と刺激することになった。

3. 「土地の日」闘争

ガリラヤ地方は、かつてイスラエル建国前のパレスチナにおける民族主義運動の拠点であった。もともと委任統治時代同地はイギリスとフランスの影響力の周辺地域にあったため、双方の支配が十分に及ばなかったこと、またシリアの民族主義運動の浸透を常に受けていたこと、それに教育程度の高いキリスト教徒の間に民族意識が高かったことなどが、この地域の政治的性格を特徴づけていた。このため、イスラエル当局は建国の当初から同地のユダヤ化をはかることに多くのエネルギーを費やしてきたといえよう。たとえば、アラブ都市ナザレのすぐ隣にユダヤ人の町アパー・ナザレを建設し、ガ

リラヤのアラブ人居住地域の中心部にユダヤ人の開発都市カルミエルを建設したのは、アラブ地域にクサビのようにうちこまれたユダヤ化政策の一環であったといえよう。1961年にわずか4,300名しか数えなかったアバー・ナザレの人口は1983年には5倍に膨張したのである。すでに述べたようにアラブ人口の47.8%が集中するガリラヤ、ハイファを加えると63.8%に達する北部地域のユダヤ化をどう進めるかはイスラエル政府の最大の課題であったのである。そのイスラエル当局がナザレ市の共産党市政の出現に驚愕したとしても不思議ではない。

1976年2月、イスラエル政府は20,000ドナムの土地の収用を含めたガリラヤ開発計画を策定した。このうち9,000ドナムはアラブ人に属したといわれている。政府のこの決定は、すでに許容できないほど多くの土地を没収されたうえ、民族主義運動の刺激を受けていたアラブ人社会の反発を一層強めることになった。一方、1967年以来共産党（ラカハ）は民族化の傾向をますます強めるにいたった。ラカハはアラブ人社会において、まず1974年内務省の補助金などのアラブ市町村への交付を狙って設立された地方評議会首長全国委員会（National Committee of Heads of Local Councils）を、ついで1975年末に結成されたアラブ土地防衛全国委員会（National Committee for the Defense of Arab Lands）を通じて影響力を拡大しようと試みたのであった。⁽³⁹⁾土地防衛全国委員会は3月30日を「土地の日」と定め、アラブ人に対し土地の収用に抗議するため、その日に行われるゼネ・ストに参加するよう呼びかけたのである。同委員会のユダヤ、アラブ両メンバーはイスラエル紙に多くの広告を掲載し、多数のアラブ村落ではラカハ支持者と共産党青年連盟のメンバーからなる行動委員会が次々と誕生し、ストの準備からアラブ人労働者のオルグにいたるまで様々な活動を行ったのである。⁽⁴⁰⁾イスラエル当局はゼネ・ストを失敗に終わらせるために伝統的なアラブの指導者に圧力をかけたが、このことがかえって住民の指導者に対する反発に火を注ぐことになり、3月25日35地方評議会の首長がスト反対投票を行ったところ、こ

の集会が開かれていたシェファラムの市庁舎は高校生の投石を浴びる始末であった。⁽⁴¹⁾「土地の日」の当日、土地が収用されることになっている中部ガリラヤの3つの村で外出禁止令がしかれた。アラブ農民と軍隊が衝突、流血の惨事となり、アラブ人7名が死亡したほか、多数が負傷し、数百名が逮捕された。注目すべきことは、イスラエル・アラブ人の「土地の日」の闘争に連帯して占領地西岸地域のナブルス、ベツレヘム、東エルサレムでもストライキが決行された点であろう。西岸地域でも右翼宗教グループの「グシュ・エムニム (Gush Emunim)」の入植運動は多くの土地をアラブ人の手から奪い、グシュ・エムニムの組織した西岸行進などはアラブ住民の神経を逆撫でしていたのである。4月1日死亡した3名のアラブ人の葬儀がサハニーンで行われ、ガリラヤの36町村からのおよそ1万名の会葬者が行進し、「精神と血でガリラヤを一切の干渉から守る」とのスローガンを掲げたのである。⁽⁴²⁾

「土地の日」の闘争は、イスラエルの内外にそれまでほとんど軽視されてきたアラブ住民の置かれた状況を知らせるきっかけになり、アラブ人社会においては土地収用に反対する抵抗のシンボルであると同時に民族主義運動の具体的表現となった。

「土地の日」の闘争が占領地でも支持されたことはすでに述べたとおりであるが、この騒乱の興奮がまださめやらぬ1976年4月、占領地の西岸各地で実施された地方選挙の結果、多数のPLO寄りの市長が当選し、ふたたびイスラエル当局に衝撃を与えることになった。1976年の春から夏にかけて政府はアラブ・マイノリティ政策の見直しを行うことになった。

それから数か月後の1976年9月、イスラエルの左派マバーム系新聞『アル・ハミシュマール』は内務省のガリラヤ地方監督官イスラエル・ケーニッヒ (Israel Koenig) の起草した秘密メモを公表したのである。『ジャーナル・オブ・パレスタイン・スタディーズ (Journal of Palestine Studies)』が同メモの全文を英訳、掲載したが、それによれば、「イスラエルのアラブ

人の扱い法 (Handling the Arabs of Israel)」と題するケーニッヒ・メモの要旨は次のとおりであった。⁽⁴³⁾ イスラエル当局の国内アラブ人社会に対する認識を知るのに役立つと思われるので、いささか長くなるが以下にまとめてみる。まず、「土地の日」以前に書かれた同メモの「提案1」は、イスラエルにおけるアラブ人社会の建国後の状況を概観したあと、アラブ人問題の背景を論じ、問題解決のための提案を行っている。このメモで取り上げられた点は、人口問題とアラブ民族主義の高揚、アラブ人の指導者、経済と雇用、教育、法の施行の5点である。

(1) 人口問題とアラブ民族主義の高揚

年間の人口増加率はユダヤ人 1.5%に対しアラブ人は 5.9%であり、後者の増加率の高さは1975年半ばでアラブ人25万、ユダヤ人28.9万が集中する北部地域では重大である。この増加率が続くなら、1978年までにアラブ人は同地の総人口の51%を占めることになろう。しかもガラリヤのアラブ人口の増加は同地に対するイスラエルの統治を危険にさらし、北からの軍隊の浸透を容易にするであろう。また、西岸やオープン・ブリッジによるアラブ諸国との自由な往来によってイスラエルのアラブ人とこれらの地域の住民との接触が増大している。最近はアラブ人が不動産を組織的に購入するケースも増えている。

[提案] アラブ人口の密集地域にユダヤ人の入植地を建設、強化する。法の範囲内で国とシオニズムに敵対的な指導者や地区に対してアメとムチの政策を援用する。ラカハの影響力を減殺するため労働党の友党の育成に努める。

(2) アラブ人の指導者

アラブ人社会内の世代の交代などによる若者の抵抗が目立っている。しかも次第に反体制化しているのが特色である。この状況を敵対勢力が利用しようとしている。

〔提案〕アラブ地区での政府役人、警察などの人心の刷新を断行する必要がある。特別の組織をつくり、ラカハや他の好ましからぬ人物の私事にわたる性癖などを調査し、こうして得た情報を選挙民に流す。

(3) 経済と雇用

イスラエルのアラブ人口は14%に達しているが、税金はわずか1.5%を支払っているにすぎない。北部地域でユダヤ人のために巨額の投資をともなうプロジェクトが実施されているが、これらはアラブ人労働者を25%～50%程度雇用している。ところが、アラブ人は雇用によって生計が確保され、このため暇ができ、社会主義や民族主義思想の浸透を受けやすく、敵対勢力の好餌となる。またアラブ人労働者の増大はユダヤ、アラブ間の摩擦を助長する。

〔提案〕アラブ人労働者の雇用を20%以内に押える。税徴収の強化に努める。消費財についてとくに非常時にユダヤ住民がアラブ人業者への依存を防ぐための取り決めを行う。中央の機関はもっとユダヤ人への優遇措置について関心を払うべきである。

(4) 教育

経済条件の改善と生活・社会的活動での安定は高校および他の高等教育機関への進学率の上昇をもたらした。しかし卒業後十分な就職の機会に恵まれないため多くの学生は欲求不満状態に置かれ、外へ救済を求めようとする。イスラエルの国家体制がこうした不満のはけ口の対象とされる。

〔提案〕アラブ人学生はユダヤ人学生と同等の扱いを受けることとする。学生に物理学や自然科学を専攻させる。なぜなら、これらの分野を選択すれば民族主義などにかかわっている時間はないし、ドロップアウトの割合も高い。海外留学を容易にし、帰国と就職を困難にする。これは出国を奨励するものである。

(5) 法の施行

法の施行と国内治安の維持は法治国家の義務であり、法の施行を躊躇することは敵対勢力につけいるすきを与える。

[提案] 違法行為は容赦しないことを周知徹底する。所得税、違法建築などに対する訴訟を行う。アラブ地区での警察、治安部隊の増強に努める。

さらに、「土地の日」の後にまとめられた「提案2」は次のように述べている。「土地の日」のストが成功をおさめた要因は、ストの組織者が教育機関に浸透できたこと、従来穏健とみられていた市町村の役人などがスト支援に加わったこと、ラカハなどのスト準備が用意周到であったことなどに求められるとしたうえ、政府当局がアラブ首長に圧力をかけたことが政治的にはたして賢明であったかと自問し、総合的なプランを作成するための委員会の設置を訴えたのである。

政府は公式には同メモを非難したが、ガリラヤ出身のラビや政治家はこれを讃え、結局ケーニッヒ自身解職されることもなかった。⁽⁴⁴⁾

V. 民族化・パレスチナ化・イスラーム化

1. メッカ巡礼

1976年の「土地の日」闘争は、西岸の選挙が占領地の民族化、パレスチナ化の証であったのと同様、イスラエルのアラブ・イスラーム社会の民族化、パレスチナ化を象徴することになった。それと同時に1978年以後続いているイスラエルのイスラーム教徒のメッカ巡礼もまた、アラブ・イスラーム社会の重要な変化として注目されよう。

1977年2月フセイン・ヨルダン国王王妃の不慮の死に際して、イスラエルのアラブ人一行が1948年以来30年ぶりにヨルダンを訪れ、弔問したのがそもそものきっかけであった。⁽⁴⁵⁾ この機会にイスラエルのアラブ人はヨルダン当局に対し、メッカ巡礼がイスラエルのイスラーム教徒に全く閉ざされているのは納得できないと、かねてからの不満を表明するとともに、アンマン駐在のサウジアラビア代理大使にメッカ巡礼の許可を求めたハリド国王あて書簡を手交したのであった。⁽⁴⁶⁾ いかなる国の市民であろうと、メッカ巡礼はイスラーム教徒の尊い義務であるが、1948年の建国以来イスラエルのイスラーム教徒はこの義務を遂行することができなかった。このことはイスラエルのアラブ・イスラーム社会の発展を阻害した最大の原因であったといえるであろう。しかし問題はサウジアラビア当局がイスラエルのパスポート携行者の入国を認めないという、極めて原則的な性格のものであったから、もっぱら手続き上の立場から解決をはかることが可能であった。ここで仲介の労をとったのは、前ヘブロン市長のアリ・ジャアバリ (Muhammad Ali al-Jaabari) とフロリダ出身の米民主党上院議員リチャード・ストーン (Richard Stone) であった。ジャアバリは弔問のためヨルダンを訪れたとき、ヨルダン

当局からイスラエルのイスラーム教徒のヨルダン経由サウジアラビア訪問に反対でないとの感触をえていたし、ストーン議員も同様に、最大の難関であったパスポートの件については、ヨルダン政府がパスポートに代わる証明書を発行することで解決をみたすと述べていた。⁽⁴⁷⁾ こうしてイスラエルのイスラーム指導者がまず、メッカ巡礼を行った後、翌1978年10月から11月にかけて、イスラエルのイスラーム教徒約 3,000名が1948年以来初めてメッカ巡礼に出発したのである。

メッカ巡礼は毎年続けられているが、これがアラブ・イスラーム社会に与えた心理的効果は、1979年3月のエジプト・イスラエル平和条約の調印に続いてアズハルなどエジプト国内の大学がイスラエルのイスラーム教徒にも門戸を開放するのではないかとの期待とあわせ、はかり知れないものがある。

2. 激化する国内の政治的対立

1979年のイラン・イスラーム革命を頂点とするイスラームの復興は、イスラーム教徒の間で反イスラエル感情を一段と燃え上がらせたといわれる。⁽⁴⁸⁾ イスラエルでも、占領地でもモスクが次々と建設されている。疎外された若者達はイスラームに走る。イスラームの指導者はイスラーム大学の設立を進めている。1980年1月ウム・アル・ファヒムの暴動は「ホメイニー！ホメイニー！」の叫びで一色にぬりつぶされたといわれる。⁽⁴⁹⁾ 占領地でもイスラエルの支配に将来を見通せぬ若者がイスラームを話題にし始めている。1970年代に入り、アラブ・イスラーム社会のなかで民族化、パレスチナ化と呼ばれるべき現象がおこったが、80年代に入るとイスラーム化現象が顕著となった。これらの潮流は次に国内の政治的局面にどのような影響を与えたであろうか。

長いあいだ、共産党（ラカハ）はアラブ人社会の利害を代弁する党として、権利と平等のための闘争をはじめ、土地収容反対闘争など多くの闘争の先頭に立ってきた。しかし、1970年代に入りパレスチナ解放闘争が激しくなり、アラブ人社会を刺激し始めると、ラカハもこのような潮流を無視しえなかったが、ソ連の路線に忠実であったこと、ラカハの幹部にユダヤ人黨員、キリスト教徒黨員が多かったことがアラブ・イスラーム社会でもうひとつ十分な支持を得られなかった要因であった。イスラエルのアラブ人社会の民族化、パレスチナ化は共産党の予想をはるかに越えて進んでいた。1970年代初め、イスラエル最大のアラブ村、ウム・アル・ファヒムで結成された「村っ子運動（Sons of the Village Movement）」は最初、地方政治の刷新、ハムラ支配の排除、地方の近代化などを訴えるアラブ知識階級の政治運動にすぎなかったが、やがて単なる地方の村レベルの政治行動を超越し、1964年の「アル・アルド」解散以来、最も過激な民族的政治問題に関する発言を開始したのである。⁽⁵⁰⁾「村っ子運動」は、たとえば土地の日の闘争のように状況によっては共産党と共闘したが、次第に共産党の妥協的な路線に対する攻撃の手を強めていった。同運動が掲げたスローガンは、イスラエルのアラブ人に対する自決権の要求、ユダヤ人の左翼グループとの政治的連合の拒否、すべてのパレスチナ人の真の代表としてのPLOへの支持、最終的にはパレスチナ全土に単一の非宗派的民主国家を樹立することなどであり、⁽⁵¹⁾イスラエル・アラブ人はあくまでもイスラエル国民の一部であるとも、パレスチナ国家はイスラエルの隣、西岸とガザに建設されると考えるラカハの路線と真向から対立したのである。このようなラジカルな主張は共産党にあきたらない多くのアラブ青年にアピールし、同運動は大学のアラブ学生自治会や地方の政界などに浸透し、1973年12月の地方選挙ではウム・アル・ファヒムなどで初の議席を獲得することに成功を収め、共産党との間に主導権をめぐる抗争が激化していく。「村っ子運動」は、1977年2月にニューヨークで客死したパレスチナ人の詩人ラシード・フセイン（Rashid Hussein）の追悼集会

を同年3月故郷の小三角地帯の村で行ったが、これにはイスラエル、占領地双方から、シャカア (Bassam Shakaa) ナブルス市長、カワスメ (Fahed Qawasmeh) ヘブロン市長、ハッラーフ (Karim Khalaf) ラマッラー市長を含む1万人が参加したといわれ、イスラエル紙はこの集会をイスラエル建国以来最初の本格的な全パレスチナ集会と評したという。⁽⁵²⁾ このように「村っ子運動」はもっぱらパレスチナ・アイデンティティを強調することによってアラブ人の間で支持を拡大したのであった。かつての「アル・アルド」がアラブ民族主義の絶頂期にアラブ統一とナセリズムに傾斜したのに対し、「村っ子」の拠り所はパレスチナであったのである。⁽⁵³⁾ しかし、ラカハは巻き返しをはかり、1978年になると、ヘブライ、ハイファ、テルアビブ、バーイラン、ベルシェバの各大学で、激しい抗争の末、アラブ学生自治会のヘゲモニーの奪回に成功するのである。さらに、1977年の第9回国会選挙の直前、ラカハはイスラエルのオリエント系ユダヤ人の政治組織「ブラック・バンサーズ」と手を握り、平和平等民主戦線 (Democratic Front for Peace and Equality: DFPE) を結成し、共産党の名前は極力出さないよう心がけ、支持基盤の拡大をはかったのである。その結果、1977年の国会選挙でDFPEがアラブ有権者からえた票は50%を越えたのであり (表4参照)、全体でも4.6%を獲得し、国会に5名の議員を送り込んだのである。しかし、「村っ子運動」が同選挙でアラブ人に呼びかけた投票のボイコットは、ラカハの躍進に冷水を浴びせ、アラブ人の投票率は1973年のときの約80%から72%へ減少した。

しかし、1981年の第10回国会選挙でDFPEは全体の3.4%、アラブ票の37%を確保したにとどまり、議席を1つ減らしたのである。共産党の票田といわれたナザレでは前回の70%から53%に激減し、クファール・カナでも66%から41%へと支持を減らした。⁽⁵⁴⁾ この敗因について、党の実績に対する失望、アラブ投票率の低さ (ユダヤ人の投票率78.5%に対し70.1%)、さらにアラブ有権者の穏健かつ現実的な選択、つまりユダヤ人社会における右傾

化に直面して「悪しき選択の中の最善」を選んだため、労働党に流れたことに起因すると分析されている。⁽⁵⁵⁾

1984年に実施された第11回国会選挙はDFPEにとって極めて厳しい審判となった。この選挙で、かつて「アル・アルド」のメンバーであったハイファの弁護士モハメド・ミアリ (Mohammed Miari) は、イスラエルの平和運動家マティヤフ・ペレド (Mattiياهو Peled)、ウリ・アブネリ (Uri Avnery) らと進歩的平和リスト (Progressive List for Peace: PLP) を創設し、キャンペーンを開始したのである。同リストは、ユダヤ人の過激な右翼組織ユダヤ防衛連盟 (Jewish Defense League) のリスト「カハ (Kach)」とともに中央選挙管理委員会によって登録を拒否され、後に最高裁が選管の決定を取り消すといった紆余曲折を経て選挙にのぞいたのであった。PLPはイスラエル当局によって破壊活動に従事する団体とみられたのであった。事実、PLPのシンボル・マーク「P」はパレスチナを象徴するといわれ、そのスローガンはパレスチナ解放機構 (PLO) の承認であり、ガザ地区、西岸のパレスチナ国家樹立の支持であった。⁽⁵⁶⁾ PLPとDFPEはアラブ票をめぐって激しい選挙戦を展開した。1984年初め、ミアリがジュネーブでアラファトPLO議長と会見した代表団の一員であり、そのことを誇示すれば、投票日をひかえてDFPEのメイル・ウィルナー (Meir Wilner) とタウフィック・ザイヤードもまた、ジュネーブでアラファトと接触したのであった。⁽⁵⁷⁾ また、共産党側はPLOの議会ともいべきパレスチナ民族評議会 (Palestinian National Council) が1976年以来ラカハ支持であったと主張、⁽⁵⁸⁾ さらにラカハのタウフィック・トゥビィ (Tawfik Toubi) はあるアラブ村での選挙キャンペーンで、「投票日の7月23日はガマル・アブデル・ナセルの英帝国主義に対する革命の記念日である。あなた方の支援を得てその日を勝利のときとしようではないか」と極めて民族的な表現を用いて支持を訴えたのである。⁽⁵⁹⁾ PLPも、DFPEもともに、パレスチナ民族主義運動、あるいはアラブ民族主義との一体化が選挙戦の重要な要因になったこと

を承知していたのであった。⁽⁶⁰⁾

選挙の結果は、DFPEが有効投票の3.4%を獲得し、4議席を得たのに対し、PLPは1.8%と健闘、2議席を獲得したのであった。

表5. アラブ人の政党別投票率 (%)

	労働党連合	DFPE	リクード	NRP	シヌイ	PLP	ヤハド	その他
1981年	29	37	7	4	4	-	-	17
1984年	24	33	4	4	5	18	6	7

(出所) Peretz & Smooha, "Israel's Eleventh Knesset Election," Middle East Journal, Winter 1985 に引用。なお、シヌイは中道政党、ヤハドはワイツマンのリスト。

第11回選挙がイスラエルのアラブ人社会にとってどれほど重要な意味をもつことになったかは上の結果からも明らかであろう。アラブ有権者の実に51%、全体の5.2%が反シオニズムを掲げる2つのリストを支持したのである。DFPEは1977年の51%をピークに、以後37%、33%と低落を続けている。DFPEと労働党連合の票がPLPに食われたことは明白であろう。ラカハはガリラヤ、とくにナザレで現状を維持することができたのに対し、PLPは小三角地帯とワディ・アラのイスラーム教徒の村落で圧倒的強みを発揮し、他を全く寄せつけなかった。⁽⁶¹⁾ 1984年の第11回選挙のもうひとつの注目すべき現象は、「アラブ人に死を」「アラブ人は国を出ていけ」などの反アラブ的言動で知られたカハネ (Meir Kahane) のカハが1議席を獲得したことである。選挙後の7月27日カハネは演説し、エルサレムのテンプル山で

の祈祷をアル・アクサー寺院を破壊するための1歩として重視していると語り、物議をかもした。⁽⁶²⁾ さらにカハネがイスラエルのアラブ人を国外退去させるためのアラブ出国事務所の第1号を設立すると公言していた、ウム・アル・ファヒムで8月4日、5,000人以上のアラブ人、ユダヤ人が抗議行動を行った。⁽⁶³⁾ このような例に示されているように、イスラエルのユダヤ人社会の民族化、過激化現象はアラブ人側の同様の対応を招くにいたっており、相互の憎悪を増長している。

3. アイデンティティの模索

1967年の6日戦争はイスラエルのアラブ人社会の民族化を促し、1973年の10月戦争以後はパレスチナ化が顕著となった。そして1979年のイラン革命後のイスラーム復興の嵐のなかで、今度はアラブ人社会のイスラーム化の様々な動きがみられるようになる。それでは民族化、パレスチナ化、イスラーム化と形容されるイスラエルのアラブ人社会の諸々の現象は、個々のアラブ人のアイデンティティをどのように規定しているのであろうか。この問題に関してはこれまでに多くのアラブ人を対象にした調査が行われている。1966-68年に実施されたインタビュー調査は、1967年の6日戦争を境にイスラエルのアラブ人がイスラエル人であるとの意識よりも、パレスチナ人、さらにはイスラーム教徒あるいはキリスト教徒の、そしてアラブ人としての意識を強く抱くようになってきていることに注意を喚起している。⁽⁶⁴⁾ 1967年以前には、アラブ人のアイデンティティの自己規定は物理的にイスラエル国内に限られていたが、1967年6月のイスラエル、西岸、ガザの再結合以後はもはや国内に限定される必要はなかったのである。しかも、6日戦争以降の中東の流動的状況は彼らの将来にも極めて複雑な影を落としている。たとえば、同じ調査のなかに戦争の前後でやや異なる次のような質問と回答があげられて

いる。(65)

(質問) イスラエルのアラブ人の将来はどのようになって欲しいか。

(回答) 1966年

- | | |
|--------------------------|-----|
| 1. ユダヤ人の一部 | 6% |
| 2. イスラエル国家内の独立しているが平等な国民 | 81% |
| 3. 自分達の独立の国家に所属 | 13% |

(回答) 1967年の戦争後

- | | |
|--------------------------|-----|
| 1. ユダヤ人の一部 | --- |
| 2. イスラエル国家内の独立しているが平等な国民 | 53% |
| 3. 自分達の独立の国家に所属 | 17% |
| 4. バレスチナ全土に出現するアラブ国家に所属 | 19% |

この質問に対する回答からもアラブ人の自己規定が変化しつつあることがうかがえるのである。とくに、戦争後に行われた調査の4の回答は新たに加えられたものであるが、3、4を合わせて36%に達するアラブ人がイスラエル以外に自己の将来の期待をかけていることは注目に値するといわざるをえない。さらに、6日戦争後の不透明な状態の下では次のような回答もみられる。(66)

(質問) イスラエルとアラブの国とではどちらが暮らしやすいと感じるだろうか。

(回答) 1966年1967年

イスラエル	62%	31%
どちらともいえない	14%	12%
アラブの国	23%	57%

このようにしていったんふくらんだ期待は、その実現のためには多くの障害が立ちはだかっているのだと気付いたとしても、激しく変転する中東の政治状況にあっては容易に消失することはない。イスラエルのユダヤ人社会自体同様の变化の波に見舞われており、将来を展望することはもちろんのこと、彼らのアイデンティティそのものがどのように変わっていくのか全く暗中模索の状態にあることを考えると、今後のイスラエルとそれを取り巻く国際環境が彼らの運命を左右していくのであろう。

10月戦争後の1974-75年に行われた348人のイスラエル・アラブ人を対象にした調査によれば、イスラエル人、パレスチナ人の自己規定は次のようにパレスチナ意識の向上を現している。イスラエル人であることの響きについて、非常によいとする回答者が14%、かなりよい39%、ややよい23%、全くよくない24%であるのに対し、パレスチナ人であることは、非常によい63%と高く、ついでかなりよい22%、ややよい10%、全くよくない5%となっている。⁽⁶⁷⁾ 調査者はこの回答の分析から、2つの自己規定は対照的ではあるものの、多くの回答者の頭のなかでは2つが両立しうるものとみている。同じように、1976年2月-7月の調査は、あなたはどの程度イスラエル人(イスラエル・アラブ人、アラブ人、パレスチナ人)であるのかという質問に対する次の回答を披露するのである。⁽⁶⁸⁾ すなわち、非常にとか、かなりの程度アラブ人であると回答したものは91%、パレスチナ人である76%、イスラエル・アラブ人である42%、イスラエル人23%と、アラブ人およびパレスチナ人としてのアイデンティティに強く収斂している。

こうしたイスラエル・アラブ人の自己規定 (self-identification) は、1970年代なかば以降進展していくパレスチナ論議やアラブ・イスラエル紛争の解決、それにイスラエル・エジプト平和条約にいかん反映されているのであろうか。ハイファ大学のスムーハが1976年に行った調査によれば、アラブ人の50%はイスラエルの生存権を無条件でみとめるが、29%は条件付、21%は全くみとめない。⁽⁶⁹⁾ 一方で、イスラエルのユダヤ的、シオニスト的性格についてはアラブ人は厳しく拒絶する傾向にあるから、一般的にはアラブ人の多数は国家としてイスラエルをみとめるが、そのユダヤ的、シオニスト的性格は否定し、2民族国家への移行を望んでいる。要するに、アラブ人の大多数が1947年当時拒否した2民族国家構想を、今日イスラエルのマイノリティとしてのアラブ人は最善のオプションとみなしているのである。10年前の1966年に行われた別の調査と比べると、イスラエルの生存権を無条件でみとめるアラブ人が増えていることに気付く。10年前には被調査者全体でイスラエルの生存権を無条件でみとめるとする者32%、条件付47%、生存権をみとめぬ者17%であった。⁽⁷⁰⁾ それでは、1979年3月に締結されたイスラエルとエジプトの平和条約についてのアラブ人の反応はどうであろうか。スムーハとベレッツの調査はアラブ人一般の49.2%が平和条約を支持し、条件付で支持しているのが28%、反対は22.8%に上ることを明らかにしているが、ユダヤ人一般では70%が同条約を無条件で支持している。⁽⁷¹⁾ アラブ・イスラエル紛争にかかわる問題についてのアラブ人の反応は次のとおりである。西岸のユダヤ人入植については賛成2.2% (ユダヤ人45.7%)、反対84.3% (同27.8%)、平和のために妥協すべき領土は、新国家が樹立されるパレスチナの全土11.8% (ユダヤ人1.2%)、1947年の分割案の境界25.7% (0.3%)、東エルサレムを含む1967年前の境界41.0% (1.0%)、多少の修正をした1967年前の境界8.9% (8.0%)、西岸に関して妥協の用意をともなう現在の境界7.1% (32.5%)、多少の修正を行った現在の境界5.5% (56.9%)となっている。これらの問題に関するアラブ人とユダヤ人の態度は全く

対照的であるが、領土に関する限り、アラブ人の四分の一以上がイスラエルは1947年の分割案のラインまで撤退すべきであると考えている。⁽⁷²⁾ パレスチナ問題に対するアラブ人、ユダヤ人の態度の違いも興味深い。1980年の調査は次のような結果を示す。⁽⁷³⁾

(1) イスラエルのパレスチナ人の承認について、アラブ人一般は賛成が80.1% (ユダヤ人一般は11.0%)、一定の条件の下でのみ賛成が16.3% (同35.3%)、反対3.6% (53.7%)、(2) パレスチナ人の代表としてのPLOの承認について、賛成68.0% (ユダヤ人2.7%)、一定の条件の下でのみ賛成22.9% (12.5%)、反対9.1% (84.9%)、(3) イスラエルに隣接する西岸とガザにおけるパレスチナ国家の樹立について、賛成64.3% (5.4%)、一定の条件の下でのみ賛成20.0% (17.7%)、反対15.7% (76.9%)、(4) パレスチナ難民のイスラエルの1967年以前の境界へ帰還する権利の承認について、賛成77.9% (5.8%)、一定の条件の下でのみ賛成17.9% (20.1%)、反対4.2% (74.1%)である。自己規定がパレスチナ問題にどう反映されているかに関する1974-75年の調査結果は次のとおりである。⁽⁷⁴⁾

パレスチナ問題の一番良い解決策は何かの問に対して、2つの回答が用意され、第1の「イスラエルがユダヤ人もアラブ人も平等な地位を有する世俗的国家となるべきである」を望ましいとする回答には、自らをパレスチナ人とみなすアラブ人は46%、イスラエル人と自己規定するものは46%、イスラエル人でありパレスチナ人でもあるとする者は49%、どちらでもないとする者は48%、全体では48%がこれを支持し、第2の「パレスチナ国はイスラエルの隣に建設されるべきである」を望ましいとみる回答は、それぞれ52%、48%、59%、67%、54%である。さらに、パレスチナ国がイスラエルの隣に建設された場合にあなたはどうかの問に対し、(1) そこに移るか、に関してはっきりと肯定したのは、順に43%、20%、11%、33%、29%、はっきりと否定したのは、20%、37%、51%、33%、33%であり、(2) そこで

の政治活動に参加するか、に関して明白に肯定したのは、順に58%、17%、13%、29%、34%、(3) 自分の子供をその学校に入れるか、に関してはっきりと肯定したのは、それぞれ55%、30%、23%、43%、40%であった。パレスチナ国が建設されても、そこに移らないと回答しても、そのことから直ちにパレスチナ国の樹立に反対であるとの結論を引き出すことはできない。その回答には消極的なニュアンスよりもむしろ積極的意思表示が潜んでいるからである。筆者の経験に照らしても、彼らのなかには、自分が現在住んでいる土地を何で離れなければいけないのか、この土地にあくまでもしがみつ়くことがどれだけ大切なのかわからないのか、など、1948年以来の歴史体験を十分に学習しつくした回答を寄せた者が少なくなかったであろうと推察される。

いずれにせよ、イスラエルのアラブ人がアンビバレントな状況に常に直面していることは確かであろう。エジプト・イスラエル間の平和条約に続いて、イスラエルと隣国の和平が進展したとしても、話題になるのは占領地のアラブ人であって、イスラエルのアラブ人は一顧だにされるものでないことを彼らは十分承知しているのである。しかも、イスラエルが隣のアラブ国と平和条約を締結した暁には、彼らには再び占領地の家族や同胞と別離する運命が待ち構えていることも知っているのである。また万が一、新たな中東戦争が勃発し、こんどはアラブ側が勝利を収めたとしても、彼らは果たして歓喜の叫び声をあげることができようか。これまでイスラエルの市民として暮らしてきた彼らの身の上にどのような運命が降りかかるか、予測もつかないのである。上述したパレスチナ問題に対する、いささか控え目な回答は、イスラエル・アラブ人の置かれた複雑な状態を説明しているのである。したがって、将来もイスラエルの市民として国法の枠内で権利を確保していこうとアラブ人が考えたとしても、それは非難するに当たらない。

イスラエルの社会学者サミー・スムーハは、イスラエル・アラブ人が将来イスラエルの国内でどのような方向に向かうであろうか、またイスラエル当

局はこれにどう対応すればよいかについて、次の3つの可能性を指摘している。(75) 第1の方向は最大限の統合の可能性である。これは、アラブ人が同化することなく、できるだけイスラエルの社会内に個人として統合される方向である。このようなアラブ人はパレスチナ・アイデンティティとは区別されるイスラエル・アラブ・アイデンティティを確立する。彼らは自分達をイスラエルの完全な一部とみ、ユダヤ人はアラブ人を平等な仲間とみなす。イスラエルがユダヤ人国家であり、シオニストの国である点は何の変化も受けないが、文化・言語の二元性は根づくことになり、新しい、共通の文化的特質が生まれる。帰還法は別にして、市民の権利・義務は完全に等しくなり、普遍的に適用される。すなわち、軍の徴兵制はアラブ人にも適用され、アラブ問題局のごとき役所の特殊な部署は廃止され、いかなる職業、政治活動の自由も保証される。そのうえ、ユダヤ人との結婚に関する法規定も制定される。2言語使用の学校、アラブ人、ユダヤ人の混合居住地区などの共通の社会的枠組みの創設もまた奨励されなければならない。資源はアラブ人にも平等に配分され、一切の差別を禁ずる特別法が制定され、政府の諸機関やユダヤ機関もこれを遵守する。

これに対して、第2の可能性は、アラブ人のパレスチナ人マイノリティとしての地位を確立することである。アラブ人はイスラエルに居住するパレスチナ人の一部であるパレスチナ・アラブ人と自らを正式に規定する。そしてイスラエルによっても少数民族としてみとめられる。彼らは、政府のアラブ部局のみならず、現在の文化、宗教、教育の諸機関をも統轄する。また、彼らは、民族的な政党、通信・報道機関、それに大学など独自の機関を設立する。アラブ人所有の、アラブ人管理の工業施設を建設するための巨額の資金援助を受け、アラブ地域にイスラエルの基準に達するまでのサービスを提供し、アラブ人とユダヤ人の社会的、経済的格差を是正するよう努める。ユダヤ・シオニストの国の一部でありながら、パレスチナ・アラブ人マイノリティはアラブ世界との文化的つながりを含む多方面の関係を発展させ、イス

ラエルの市民権のほかアラブ国の市民権も獲得できるようになる。

第3の方向は、アラブ人に対し、以上の2つの可能性のうちのいずれかを選択させるというものである。つまり、イスラエル社会のなかに十分統合されるのか、それとも正式にみとめられたパレスチナ少数民族の成員として大幅な独自性を享有するのか、の選択の自由を与えられるのである。

スムーハによれば、以上3つのオプションはいずれもアラブ、ユダヤの共存のための真摯な試みである。アラブ人は現在彼らが享受する以上の権利や機会を受けることになるが、それも絶対的な平等ではない。また国家のユダヤ的、シオニスト的性格は少しも揺るがない。イスラエルのユダヤ人多数にとっては、最初の選択の方が危険度が小さいといえよう。しかし、この方向といえども実現される可能性は極めて小さいと、スムーハはみる。⁽⁷⁶⁾ アラブ・イスラエル紛争が継続する限り、イスラエルがユダヤ・シオニストの国家である限り、またイスラエルの経済状態が好転しない限り、アラブ人の地位の改善は非常に限定されたものとならざるをえない。

これに対して、中東紛争の解決のなかでイスラエルの隣にパレスチナ国家が樹立された方が当事者には好ましいとする見方がある。ウィスコンシン大学のテスラーは、1974-75年に実施した調査から次のような結論に到達している。⁽⁷⁷⁾ イスラエルの立場から見ても、パレスチナ国の創設は、一方でアラブ人を一級の市民として扱いながら、ユダヤ人の国家をどうやって維持するかの難問を解決してくれるであろう。パレスチナ国はイスラエルの存立を脅かすから、これは諸刃の剣ではないかとの指摘もあろう。しかし、イスラエルの非ユダヤ系市民に政治的アイデンティティを選択させることによってイスラエルのユダヤ性のジレンマを解消させることになる。それに、イスラエルは国内のアラブ人を新国家との橋渡しとして利用することができ、そうなると正常化が進展し、真の平和が確立することになる対話が生まれる。占領地に建設されたイスラエルの入植地は望むならパレスチナ国にとどまることのできる。パレスチナ国の樹立はイスラエルのアラブ人にとっても、政治

的アイデンティティと他の潜在的利得を選択させ、そのあいまいなステータスを合理的に解決することになるであろう。イスラエル・アラブ人の忠誠と協力をえようとして経済的、イデオロギー的な競争がイスラエル、パレスチナ国の間で展開されることも考えられよう。そうなれば、両国に好ましい社会的変化をもたらす原動力となる。もとより、テスラーはこれを個人的な結論であると断っており、現実にパレスチナ国の設立を可能にするような条件が備わっているかどうかは別の問題である。

Ⅵ. むすびにかえて

冒頭で述べたように、イスラエルのアラブ人はイスラエルによっても他の国々によってもほとんど無視されてきたという意味で「みえない」存在であった。しかし、中東の政治変動の大きなうねりは彼らをもすっぽりと飲み込んでしまっている。現在の人口増加率がこのまま持続すれば、1990年代の初めにはイスラエルのアラブ人口が100万人に達するであろうとの予測がある。⁽⁷⁸⁾ そうなれば、イスラエルは事実上の2民族国家になってしまう。いや、そうならない前に、あるいはそうならないために、イスラエルはこれまでに様々な手段を講じてきたのであるし、今後とも講じ続けるであろう。筆者には、1982年6月に開始するレバノン進攻、いわゆるガリラヤ平和作戦も、そのようなイスラエル・アラブ人封じ込めの1手段であったのではないかと思われるのである。確かに、近年PLOのイスラエル・アラブ人への働き掛けが活発となっている。パレスチナの議会ともいべきPNCのメンバーには元イスラエル・アラブ人が3名いる。⁽⁷⁹⁾ PLOのイスラエル・アラブ人、ユダヤ人の政治組織へのアプローチは1984年の第11回選挙をみれば明らかである。イスラエル・アラブ人によるテロやその他の犯罪行為も目立っており、労働社会問題省の係官の話によれば、青少年犯罪の48%以上はアラブ人青年によるもので、しかも民族主義感情に動かされているケースが多いという。⁽⁸⁰⁾ また、1983年12月イスラエルの軍事法廷はイスラエル軍兵士を殺害した2名のイスラエル・アラブ人に死刑判決を言い渡したが、これは実にアイヒマン裁判を含め4件めの死刑判決といわれ、イスラエルの法曹界、アラブ人社会に衝撃を与え、アムネ스티はこの判決を非難した。⁽⁸¹⁾ しかも、イスラエルのアラブ人は、自分達の運命が決定されるかも知れない中東和平に何とか発言しようと積極的な試みを行っている。たとえば、1980

年9月にラカハ系のアラブ急進派はシェファラムでイスラエル・アラブ人のパレスチナ会議をオーガナイズした。9月6日イスラエル・アラブ人の指導者150名が集まり、キャンプ・デービッド、エジプト・イスラエル平和条約締結後の情勢のなかで討議を行い、イスラエル・アラブ人はパレスチナ人の一部であること、彼らの運命はパレスチナの大義の公正な解決に存することを声明するとともに、西岸、ガザのオートノミーを拒否し、イスラエルの隣にパレスチナ国家を建設することを宣言したのであった。⁽⁸²⁾ 続いて、1980年12月、ナザレでアラブ国民会議の開催が企画された。これは、ラカハの活動家のほか、イスラエルの急進左派の政党シェリ (Sheli) のマティヤフ・ペレドラが主催者となってアラブ人およびパレスチナ国の樹立に関心のあるユダヤ人に広く呼びかけたものであった。⁽⁸³⁾ しかし、イスラエル政府はこの会議開催を危険視し、12月1日ベギン首相兼国防相は会議の開催を緊急規則84条(1)に基づき禁止したのである。⁽⁸⁴⁾

このように、イスラエル政府は「みえつつある」イスラエル・アラブ人の存在をつとめて「みえなく」することに、これまで多くのエネルギーを費やしてきたといえよう。一方、「みえつつある」アラブ人の側にも将来への具体的な展望ということになると、戸惑いが隠せないようである。イスラエルの隣にパレスチナ国が成立したとき、イスラエル・アラブ人はどうするか。イスラエルに踏みとどまるのか、それとも新生パレスチナに移住するか。この問題ひとつとりあげても、アラブ人の心中は微妙に揺れる。明確に移住しない、イスラエルにとどまると意思表示した者は、前述の調査によれば20%から51%まで多様である。実際問題としてイスラエル・アラブ人のアイデンティティに関する限り、イスラエルが最大のカギを握っているといっても差し支えあるまい。将来何らかの形でイスラエル・アラブ人も、中東和平の対象とされる日が訪れるかも知れない。そのときにも、イスラエル政府はこの問題を議題とすることに強い拒絶反応を示すに違いない。イスラエルのアラブ人問題はあくまでもイスラエルの内政問題であるからである。⁽⁸⁵⁾ ことは

イスラエルの安全にかかわっている。ここでは、1948年以來の歳月の流れが決定的な重みをもっている。かように、アラブ人の置かれた状況は微妙なのである。

イスラエルのユダヤ人の目からすれば国内のアラブ人は第五列かも知れない。だが、1977年11月のサダト・エジプト大統領のイスラエル訪問は、イスラエルのユダヤ人社会の対アラブ人認識をポジティブに改善させる好機を提供したといえるであろう。⁽⁸⁶⁾イスラエルと4度戦ったことのあるアラブの大国が平和の意思を明確に表明したのである。それまでネガティブなステレオタイプのアラブ人観に支配されていたユダヤ人の心情論理が、混乱に陥ったことは容易に想像できよう。この混乱状態からポジティブな認識へとアラブ人観が展開するためには、さらにポジティブなインプットが継続的になされなければならない。エジプト・イスラエル関係が正常化し、建設的に発展していくことが何よりも重要であり、それによってイスラエル国内のアラブ・ユダヤ関係も好転していくといえよう。しかし、イスラエルと平和条約を締結したあとのエジプトはアラブ世界の孤児となり、アラブ諸国のみならず、西岸など占領地のアラブ人の間でも平和条約を弾劾する声が上がったのである。一方、イスラエルも、占領地の入植を拡大し、1982年にはレバノン領内へ進攻し、アラブ側の神経を逆撫でしたのであった。ポジティブな展開の期待とは全く逆に事態はどんどんネガティブな方向へ向かうことになった。

イスラエルのアラブ人が国内で満足しているか、不満を持っているかは、シオニズムに対するイデオロギー上の立場もあるであろうが、個々のユダヤ人との個人的関係、イスラエルの学校、企業などの諸機関との個人レベルの関係に負うところも大であるとの指摘がなされる。⁽⁸⁷⁾もしも、あるアラブ人のユダヤ人、ユダヤ諸機関との関係が不満足なものであり、さらに個人的に差別や嫌がらせを体験したなら、彼は恐らくイスラエルにすることが耐えがたく思うであろうし、自分自身のアイデンティティをイスラエル人であると規定することに抵抗を感じるようになるだろう。つまり、イデオロギー的にイ

イスラエルの存在に反対する者は、ユダヤ人との個人的付き合いにも不満を抱くであろうし、ユダヤ人との間に不愉快な問題を抱える者は、やがてこうした関係を国の体制やイデオロギーへの反発に転換するであろう。イスラエルのアラブ人を取り巻く状況は確かにそのとおりなのであるが、双方の社会はデリカシーを欠いたまま、相互に対立を助長するようなネガティブなステレオ・タイプ化したイメージを作りあげてしまっている。たとえば、1980年に実施された調査で、ユダヤ人の36%がアラブ人は汚いとみ、64%が清潔である、あるいは清潔でも汚くもないと回答し、42%がアラブ人は人間の生命を大切にす、33%が大切にしない、16%のユダヤ人はほとんどのイスラエル・アラブ人はスパイである、53%のユダヤ人はイスラエルが傷つけばほとんどのイスラエル・アラブ人は大喜びするとみているとの結果が提示されている。⁽⁸⁸⁾このようなイスラエルのユダヤ人の側にみられるネガティブな性向がイスラエル当局によってイスラエル・アラブ対策に利用されているのではないかとの声が、イスラエルの社会学者などから上がっている。ハイファ大学社会学部のスムーハ、テクニオン（工科大学）のワッフマン (Avraham Wachman) は1984年3月「土地の日」を記念するガリラヤのユダヤ人、アラブ人に関するシンポジウムで政府のガリラヤ政策は、同地のアラブ人がすべて敵対的であるとの前提に立脚していると述べている。⁽⁸⁹⁾ またスムーハは、ガリラヤ地域のユダヤ人は一般のユダヤ人よりもアラブ人社会との平和的共存には冷淡であると論じ、アラブ・マイノリティに対する完全な権利の付与に関して支持するのはユダヤ人一般の56%、テルアビブのユダヤ人の60%に比べ、わずか50%にすぎず、しかもガリラヤのユダヤ人のうち、72%はアラブ人のマジョリティ化を防止するための制限措置を支持し、57%は政府に対しアラブ人の出国を奨励すべきであると望んでいる、さらに78%はアラブ人に対する統制を強化すべきであり、アラブ人は信用できないと信じる者が82%に上っており、一般のユダヤ人の57%と比べてもアラブ人に対して敵対的である。これに対して、ガリラヤのイスラーム教徒、キリスト教徒、ドルー

ズ、ベドウィンの67%はイスラエルの生存を受け入れており、59%は西岸とガザ地区にパレスチナ国が建設されてもガリラヤと小三角地帯はイスラエル内にとどまると考え、これらの地域の自決権を希望するのは31%程度である。一方で、アラブ人の被調査者中、イスラエル・アラブ人の自律的な法的地位を支持する者は9%、ガリラヤと小三角地帯を含んだパレスチナ国を望む者は13%に達する。したがって、この調査に関する限り、ガリラヤのアラブ人は一般のアラブ人に比べ、はるかにイスラエル国に忠実であるのに、政府の政策立案者はガリラヤのアラブ人は敵対的であるとの前提から出発しており、事態を正しく認識していないだけでなく、悪化させる恐れがあると、スムーハラは警告しているのである。

しかしながら、1984年7月の国会選挙で2万6,000票近く（1981年に比べ5倍の得票）を獲得し、国会議員ひとりを送り込むことに成功したカハの反アラブ・スローガンのみをみる限り、アラブ人、ユダヤ人両社会の脆弱な関係が、急速に好転するとはとても考えられないのである。すでに選挙後カハによる反アラブ行動を契機にアラブ人社会にもますます先鋭化していく徴候が現れている。

[注]

- (1) Sammy Smooha & Don Peretz, "The Arabs in Israel" Journal of Conflict Resolution, September 1982.
- (2) Ori Stendel, The Minorities in Israel, the Israel Economist, May 1973, p.11.
- (3) 1972年の国勢調査によれば、キリスト教徒人口72,131名のうち、カソリックは43,159名、ギリシャ正教23,732名、プロテスタント 1,598名である。Roberto Bachi, The Population of Israel, Jerusalem, The Institute of Contemporary Jewry, 1974, p.263.
- (4) Ibid.
- (5) いわゆる三角地帯は、イギリス委任統治時代、ナブルスから、トゥルカレム、ジェニンにいたる地域をさした。ところが、第1次中東戦争の結果、大半はヨルダンに併合されたが、一部は小三角地帯としてイスラエル領となった。
- (6) Statistical Abstract of Israel, 1985.
- (7) Jacob M. Landau, The Arabs in Israel: A Political Study, London, Oxford Univ. Pr., 1970, pp.3-4.
- (8) Walter Schwarz, The Arabs in Israel, London, Faber & Faber, 1959, pp.69-70.
- (9) Don Peretz, "The Arab Minority of Israel," The Middle East Journal, Spring 1954.
- (10) Landau, p.3. 軍事政府について、サブリ・ジェリス著、若一光司・奈良本英佑訳『イスラエルのなかのアラブ人』サイマル出版会、1975年、2章参照。
- (11) サブリ・ジェリス、3章。
- (12) Uri Davis and W. Lehn, "Landownership, Citizenship and Racial Policy in Israel" in Talal Asad and Roger Owen eds., Sociology of "Developing Societies": The Middle East, London, Macmillan Press, 1983.
- (13) Ibid.
- (14) Ian Lustick, Arabs in the Jewish State, Austin, Univ. of Texas Pr., 1980, p.276n.
- (15) Sabri Jiryis, "The Land Question in Israel," MERIP Reports 47(1976).
- (16) Lustick, p.179.

- (17) Schwarz. p.98.
- (18) Shaul Zarhi and A. Achiezra. The Economic Conditions of the Arab Minority in Israel, Arab and Afro-Asian Monograph Series 1. Givat Haviva, Center for Arab and Afro-Asian Studies, 1966, p.3.
- (19) Avraham Burg. "The Arabs of Israel: A Statistical Portrait" in Alouph Hareven ed., Every Sixth Israeli, Jerusalem, The Van Leer Jerusalem Foundation, 1983.
- (20) Lustick, pp.190-192.
- (21) Sammy Smooha, Israel: Pluralism and Conflict, London, Routledge & Kegan Paul, 1978, p.138.
- (22) Smooha, p.139.
- (23) Burg.
- (24) Smooha, p.140.
- (25) Arigdor Levontin, "One out of Every Six: A Summing Up" in Hareven.
- (26) Ibid.
- (27) Landau, pp.184-190.
- (28) Landau, pp.76-77.
- (29) 詳しくは、丸山直起「イスラエルのアラブ人——民主主義とその限界——」『中東統合研究』5 (1976)。
- (30) 丸山。
- (31) Fouzi el-Asmar, To be an Arab in Israel, London, Frances Pinter, 1975, p.46.
- (32) 「アル・アルド」運動について、以下を参照。Landau, pp.92-107; ジェリス、4章。
- (33) Landau, pp.96-97.
- (34) Landau, p.103.
- (35) Landau, p.106.
- (36) Yochanan Peres and Nira Yuval-Davis, "Some Observations on the National Identity of the Israeli Arab" Human Relations, June 1969.
- (37) Mahmoud Miari, "On the Political Identity of the Educated Arabs in Israel" in Hareven.
- (38) Mark A. Tessler, "Israel's Arabs and the Palestinian Problem" The Middle East Journal, Summer 1977.

- (39) Eli Rekhess. "The Politicization of Israel's Arabs" in Hareven.
- (40) Ibid.
- (41) "Arab Land Day: 'The File of 1948 Has Been Reopened in their Consciousness'" MERIP Reports 47(1976).
- (42) Ibid.
- (43) "The Koening Report" Journal of Palestine Studies, Autumn 1976.
- (44) Lustick, p.68.
- (45) The Jerusalem Post, 1977.2.16, 17, 20, 25, 27.
- (46) The Jerusalem Post, 1977.2.25.
- (47) The Jerusalem Post, 1977.9.25.
- (48) Rafi Israeli, "Arabs in Israel: The Surge of a New Identity" in Hareven.
- (49) Ibid.
- (50) Lustick, p.249.
- (51) Ibid.
- (52) 「村っ子運動」創設者のひとり、モハメド・キーワン (Mohammed Kiwan) の MERIP Reports とのインタビュー (1978年4月ロンドン)。 MERIP Reports, 68(1978).
- (53) Ibid.
- (54) Don Peretz and Sammy Smooha, "Israel's Tenth Knesset Elections—Ethnic Upsurgence and Decline of Ideology" The Middle East Journal, Autumn 1981.
- (55) Ibid.
- (56) The Jerusalem Post International Edition, 1984.7.29-8.4.
- (57) The Jerusalem Post, 1984.7.13.
- (58) "Minority Majority", The Jerusalem Post Magazine, 1984.8.10.
- (59) "Return to Kafr Kassem", The Jerusalem Post, 1984.7.6.
- (60) 共産党の『インフォメーション・プレティン』の1984年6-7月号は、イスラエル人権連盟会長イスラエル・シャハク (Israel Shahak) の手記を再録している。このなかで、シャハクはPLPリストに掲載されたユダヤ人メンバー、マティヤフ・ベレド、ウリ・アブネリ (いずれも「イスラエル・パレスチナ平和評議会 (Israeli Council for Israel-Palestine Peace)」の指導者) の偽善性について、過去の発言などを引用し、弾劾している。Israel Shahak, "Do not keep silent in face of Hypocrites!" Information Bulletin — Communist Party

of Israel, June-July 1984.

- (61) "Minority Majority".
- (62) The Jerusalem Post, 1984.7.29.
- (63) The Jerusalem Post, 1984.8.5.
- (64) Peres and Yuval -Davis.
- (65) Ibid.
- (66) Ibid.
- (67) Tessler.
- (68) Miari.
- (69) Sammy Smooha, "Issues in Arab-Jewish Relations in Israel" in Hareven.
- (70) Peres and Yuval-Davis. 1967年秋に、ヨハナン・ペレスが行ったイスラエル・アラブ人を対象とした調査によれば、イスラエルの生存権をみとめるかどうかの回答は次のとおりであった。

	肯 定	条件付肯定	回答拒否	否 定
全回答者	31%	49%	4%	16%
学 生	24%	49%	3%	24%
両 親	54%	41%	2%	3%
他の青年	27%	53%	5%	15%

Yochanan Peres, "Modernization and Nationalism in the Identity of the Israeli Arab", The Middle East Journal, Autumn 1970.

- (71) Smooha and Peretz, "The Arabs in Israel."
- (72) Ibid.
- (73) Ibid.
- (74) Tessler.
- (75) Smooha, Israel, pp.249-252.
- (76) Smooha, pp.251-252.
- (77) Tessler.
- (78) Burg.
- (79) Smooha and Peretz.
- (80) The Jerusalem Post, 1983.12.29.

- (81) The Jerusalem Post, 1983.12.30, 1984.1.1. ちなみに、イスラエル国内でこれまで死刑判決が行われたケースとしては、1948年にユダヤ人の軍事組織ハガナーのメンバー、マイル・トビアンスキー (Meir Tobiansky) がスパイとして簡易裁判のあとで銃殺、アイヒマン裁判は1962年、また1967年の中東戦争後最初のテロリスト、アーメッド・ヒジャージ (Ahmed Hijazi) は死刑判決を受けたが、その後終身刑に減刑 (The Jerusalem Post, 1984.1.1. より)。
- (82) The Jerusalem Post, 1980.9.7.
- (83) The Jerusalem Post, 1980.9.17, 11.28, 12.2.
- (84) Smooha and Peretz.
- (85) Tessler.
- (86) サダト訪問か、エジプト・イスラエル間の相互のイメージを改善し、やがてはイスラエル国内のアラブ・ユダヤ関係にも波及し、相互の憎悪にみちた関係を何とか緩和させようとしている人々の努力を促進するであろうとの見方はユダヤ人の間に多い。たとえば、Yehoshua Porath, "The View of a Secular Jew" in Hareven.
- (87) Tessler.
- (88) Alouph Hareven, "The Arabs of Israel: A Jewish Problem" in Hareven.
- (89) The Jerusalem Post, 1984.3.30.